

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 正田 進一

年 月 日	令和7年11月5日（水）・11月6日（木）				
政務活動先	国土交通省 文化庁ほか				
政務活動の目的	現下の奈良県の諸課題に係る情報収集並びに意見交換				
相手方	11月5日13:00 国土交通省 都市局街路交通施設課街路交通施設企画室 課長補佐 加藤木元樹氏 都市局街路交通施設課連続立体交差係長 中川裕登氏 11月5日16:50 内閣官房 佐藤内閣官房副長官 11月5日17:15 外務省 堀井外務副大臣 11月6日9:10 文化庁 参事官（文化拠点担当）付 専門官 木村守平氏 参事官（文化拠点担当）付 参事官補佐 丸山奈津美				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	・国土交通省 平常宮跡歴史公園整備計画と大和西大寺駅高架化及び近鉄線移設に関する国の考え方を聞き、5者覚書の内容について調査を行った。現在の3者協議の進め方についての議会質問に活かしていく。 ・内閣官房 佐藤内閣官房副長官 高市内閣の動向及び今後の重点施策について伺うとともに、今後奈良県が活かせる施策・分野について意見交換を行った。 ・外務省 堀井外務副大臣 飛鳥・藤原の世界遺産登録の動向及びインバウンド状況の分析、奈良県のインバウンド誘致に関する意見交換を行った。今後の奈良県の観光施策の議会質問に活かしていく。 ・文化庁 民俗博物館等全国の博物館収蔵スペース不足に関する対応を聞くとともに、「博物館の設置および運営上の望ましい基準の全部改正」について意見交換を行った。奈良県の保存・収集問題についての議会質問に活かしていく。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国土交通省他	新幹線（往路）	京都～東京	13,680 円	44
		新幹線（復路）	東京～京都	13,680 円	45
	宿泊費	シェラトン都ホテル東京		25,000 円	46
	会費	円	内訳：		
	合計	52,360 円（全て政務活動）			
備考	添付資料：意見交換者名刺、入手資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



国土交通省 都市局
街路交通施設課

連続立体交差係長

中川 裕登

Nakagawa Yuto

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel. 03-5253-8111 (内線)

03-5253-8417 (直通)



国土交通省 都市局
街路交通施設課街路交通施設企画室

課長補佐

加藤木 元樹

Katougi Genki

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel. 03-5253-8111 (内線)

03-5253-8417 (直通)





文化庁 参事官(文化拠点担当)付
参事官補佐(博物館)
(併)観光庁
(併)企画調整課 (命)博物館振興室

丸 山 奈 津 美

MARUYAMA Natsumi

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

旧文部省庁舎5階

Tel: 03-5253-4111 [内線]



参事官(文化拠点担当)付 専門官

(併)企画調整課 (命)博物館振興室

木 村 守 平

KIMURA

Morihei

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

旧文部省庁舎5階

Tel: 03-5253-4111 [内線]

03-6734-3823 [FAX]

経緯

平成29～30年 国交省が、踏切法に基づく改良すべき踏切道として指定
令和3年3月 県・市・近鉄3者で踏切道改良計画を作成、国に提出

【概要】駅西側4つの踏切は高架化により除却。駅東側4つの踏切は平城宮跡からの移設により除却。

令和5年7月～11月 3者協議会を開催(7月に第1回、11月に第2回) ※協議会には部長級(事務方)

【概要】第1回協議会では以下のことについて3者合意。
・「まずは大和西大寺駅の高架化のみを行い、平城宮跡内の近鉄線は存置する事業案」を新たに検討。
・費用対効果等について現案との比較を行い、3者で協議の上、整備方針を決定。

令和6年3月 市の意向(協議会開催は時期尚早)で第3回協議会の開催には至らず
7月 知事・市長で面談

令和7年1月 調整の上、県から市へ以下の内容で協議会で協議することを提案

・市が考える、高架化以外の方法などについても議論していく(即効対策、費用負担等)。
・より精緻な事業費や事業期間を調査するためにも、事業方針案を一定程度絞り込んでいく。等

▶市からは、さらに事務方で協議を行う必要があるとの回答
6月 府要望のうち、最重要望(知事要望)としては見送る
7月 市長「高架化そのものには賛成」(7/17奈良新聞)
9月 奈良市議会(9/10市長答弁)

・協議会についてはプレスの方も含めてフルオープンで皆さんに見ていただけたらいいかなという形で万機公論に決す～そう
いった形で、近々開催しよう(知事と)直接お話しもさせていただいておりまして、またお互いの協議が終わっ
たようなタイミングで開催できれば。

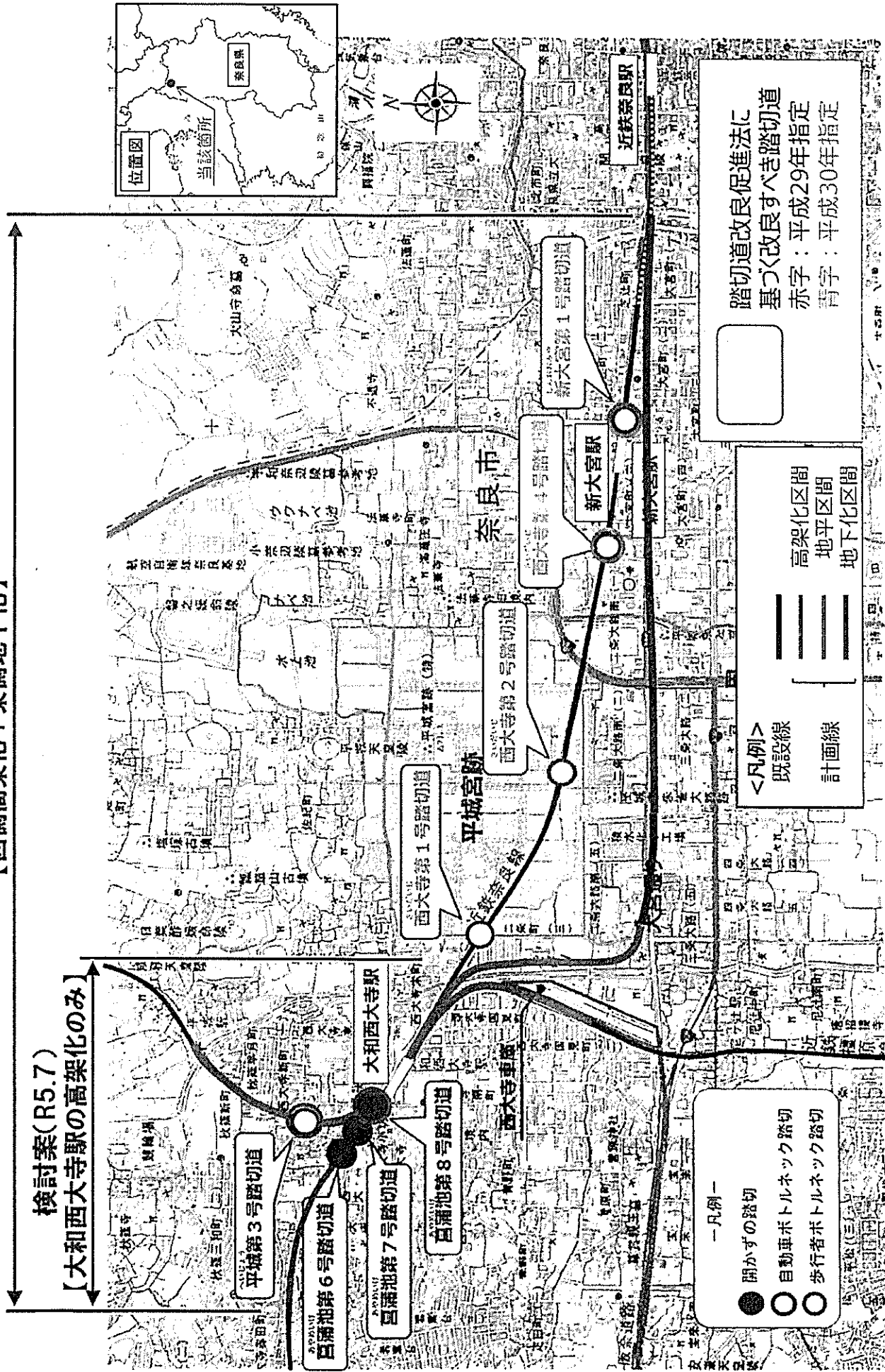
▶県から市へ、事務方で協議会の開催を提案(10月～11月頃の開催を提案)

10月 市長会見「担当者レベルでは調整が継続している(従来通りの見解)」[R7.10.2奈良新聞]
※ 現状、県の提案に対する市の正式な回答は待っているが、協議会開催に当たっては、先に総事業費や即効
対策について議論の方向性を見い出すことが必要と事務方からは聞いている。

大和西大寺駅の高架化及び近鉄奈良線の移設計画について

踏切道改良計画書案(R3.3)

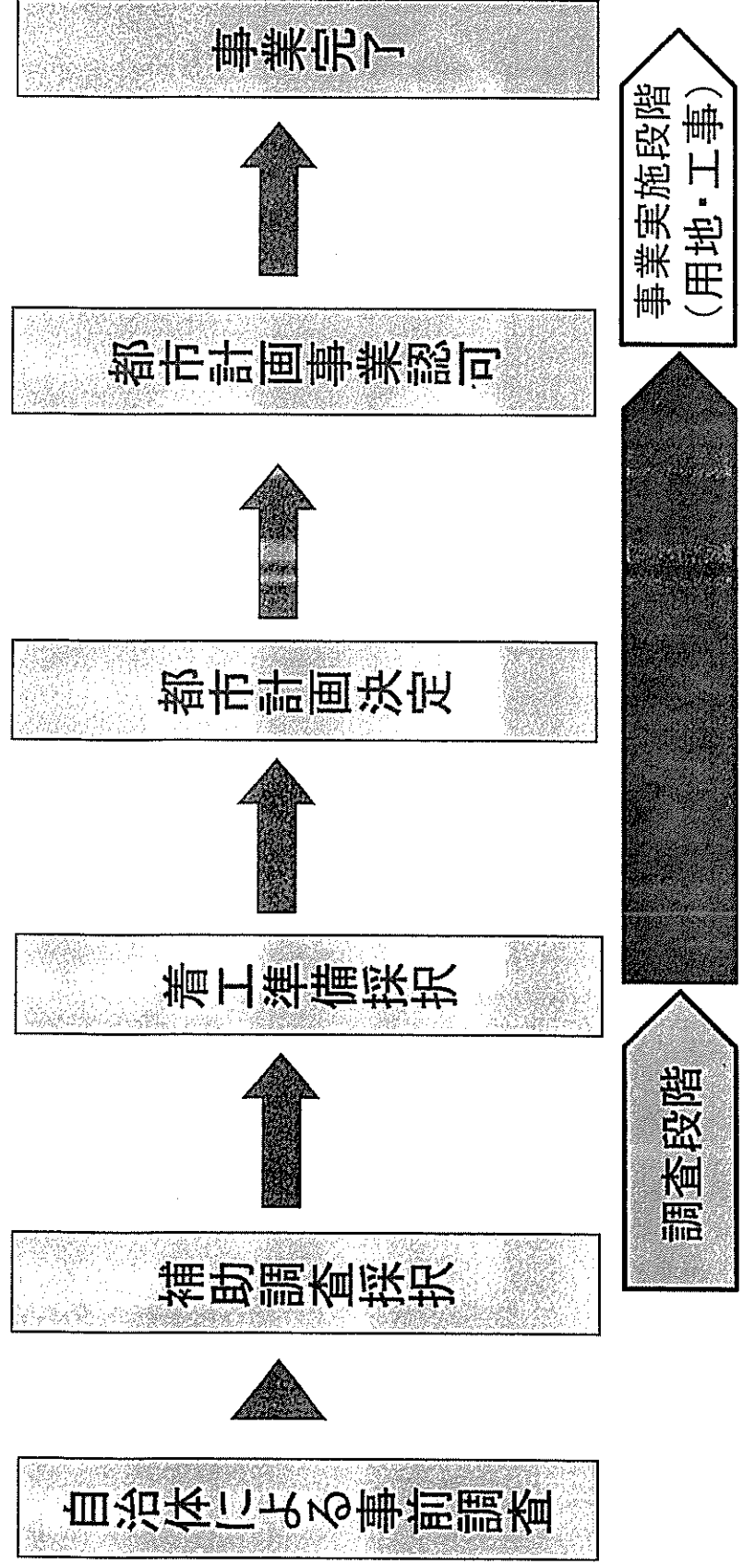
【西側高架化+東側地下化】



連続立体交差事業の進め方

- 平成31年度より、連続立体交差事業を計画的かつ集中的に支援するため、個別補助制度を創設。
- 関係者間の調整を図るために、事業化前に事業の計画や事業費等に関する十分な調査・検討を行うことが重要であるため、連続立体交差事業補助調査で支援。

＜連続立体交差事業の進め方＞



国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域

基本計画

平成20年12月

国土交通省 近畿地方整備局

特別史跡平城宮跡保存整備基本構想
推進計画

平成20年5月13日

文化庁

遺跡の性格等が解明される。特別史跡平城宮跡においても、その大半を占める国有地における発掘調査は古代都城の様々な実態を明らかにして古代史学に大きく寄与するとともに、その成果を基にした整備が進められ、国民に公開されてきた。今後も、精緻な発掘調査による「遺跡の解明」を続けることが必要であるが、一方で発掘調査を実施せず、埋蔵された遺構・遺物をそのまま将来に残す区域の必要性も認められる。そうした発掘調査を実施しない区域とともに、発掘調査実施区域においても調査後の埋戻し等の措置により、「遺跡の確実な保存」が図られなければならない。

(2) 住民の理解と協力を得た特別史跡指定地内集落の取扱い

特別史跡平城宮跡においては、既存の集落が指定地北部の佐紀町と東部の法華寺町に存在する。これらの集落は、少なくとも近世以降、平城宮跡を田畑として守ってきた人々が営む集落として維持されてきたものである。したがって、これらの集落については、特別史跡としての遺構の保存には万全を期するとともに、住民の理解と協力を得ながら特別史跡としての景観の保全を図ることを原則的な取扱いとして、特別史跡との共存を図る。ただし、発掘調査により重要な遺構が発見された区画などについては、特別史跡としての国有化を行って保存を確実に担保したうえで、一定の整備・活用を図ることとする。

(3) 周辺地域との整合をはかった道路・鉄道の取扱い

特別史跡平城宮跡内の一般県道谷田奈良線（一条通り）・市道大極線（みやと通り）・近鉄奈良線の取扱いについては、現状における周辺地域の土地利用との整合性を考慮し、かつ所有者・管理者等関係機関との協議・調整をはかったうえ、奈良市全体の観点を踏まえ、移設等を含めた将来のあるべき姿について、必要に応じ都市計画上の位置付けを行うことが求められる。

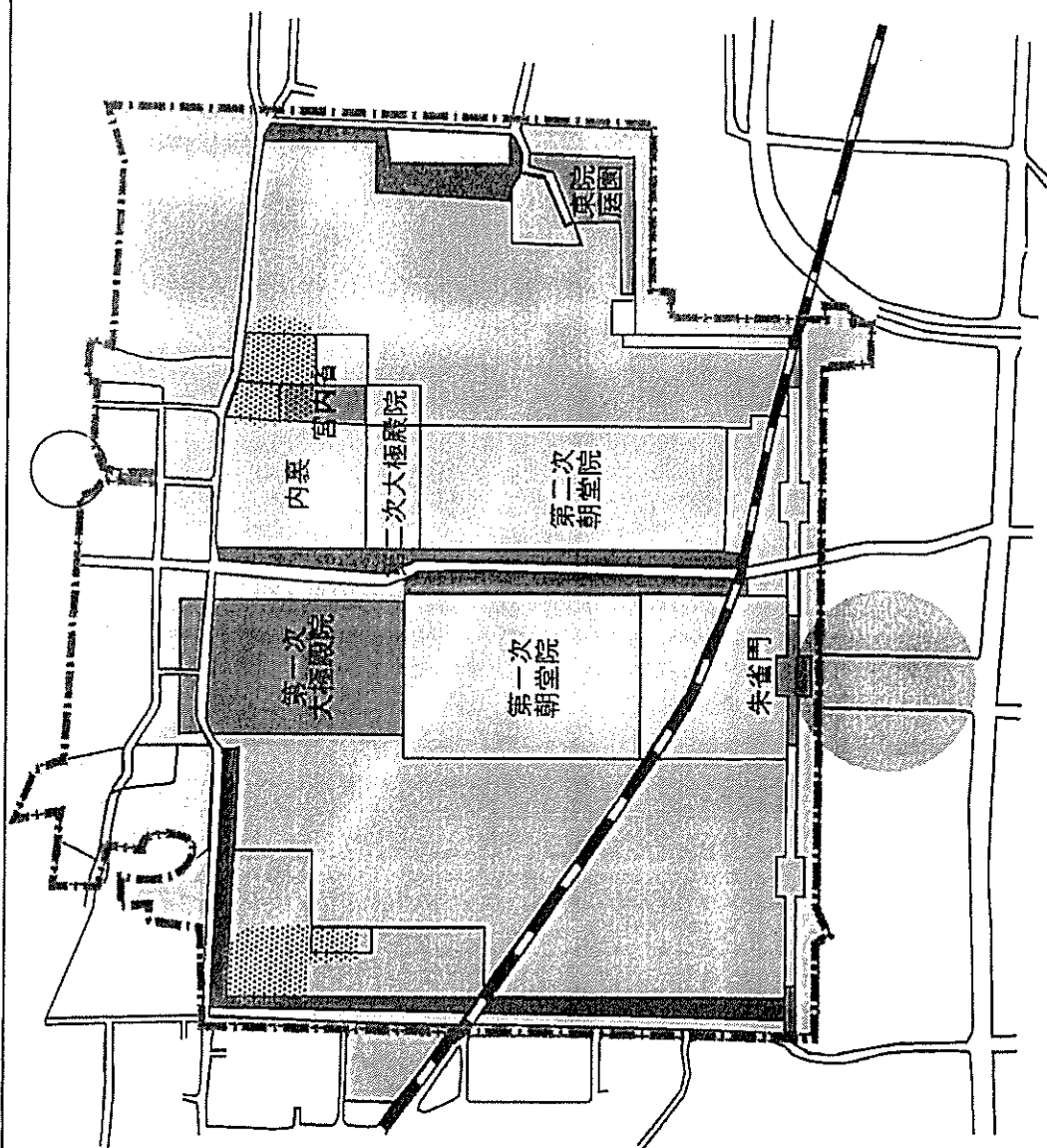
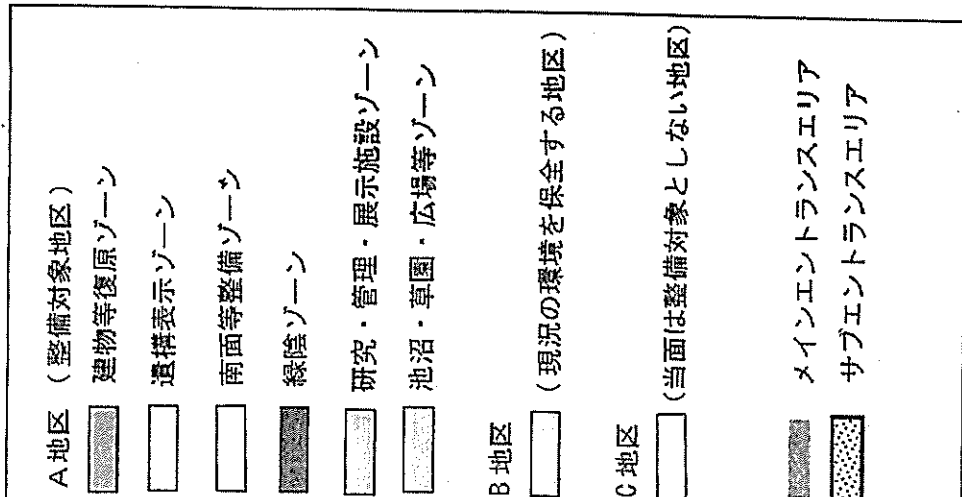
(4) 保全に係る地域との連携

防犯・防災を含む特別史跡平城宮跡の保全については、地域からの支援・協力が欠かせないことから、奈良県・奈良市が警察・消防等の部局とも連携してその啓発を図るとともに、文化庁・国土交通省・奈良文化財研究所及び警察・消防・地元自治会・ボランティア等を含めた保全体制を構築していく必要がある。

3-1-2 保存管理の基本方針と構成要素ごとの保存管理方針

一般に史跡の保存管理にあたっては、史跡の特性に応じた保存管理の基本方

特別史跡平城宮跡 整備ゾーニング図

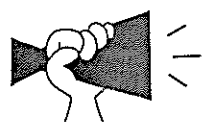


注）「研究・管理・展示施設ゾーン」のうち、奈良文化財研究所本館・平城宮跡資料館・研究棟・収蔵庫等からなる西部区画では、研究棟・収蔵庫等は条件が整えば特別史跡指定地隣接地への移転を進め、平城宮跡資料館が持つ機能も指定地隣接地へ移転することが望ましい。これらの施設が移転した場合、移転先の区画も「研究・管理・展示施設ゾーン」として位置づけられる。また、西部区画一帯は近鉄大和西大寺駅からの来訪者に対応するサブエントランスエリアであることから、展示施設（平城宮跡の展示施設ネットワーク）において副次的機能を持つもの（により情報提供等を行なう「研究・管理・展示施設ゾーン」としての位置付けを施す。一方で、区画中部の馬寮と区画北東部の推定西池宮については「遺構表示ゾーン」へ、区画南部については「池沼・草園・広場等ゾーン」へ位置付けを変更する。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 足田 進一					
年 月 日	令和7年12月4日、5日、令和8年1月6日				
表題と発行部数	ひきだ進一県政報告 ひきだ通信 vol.8 2025.11月号 2万部発行				
対象者	奈良市内及び山添村内				
配布方法	個別郵送 15,992部 ポスティング 3,500部 その他 508部				
発行目的	2月議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 90% その理由（プロフィール、挨拶などの記事を考慮し、按分率を90%とした。）				
内容	2月定例県議会一般質問・予算審査特別委員会、6月・9月定例県議会文教くらし委員会での質問内容を中心に主な取り組みを報告 その他、ごあいさつ、プロフィール等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ひきだ通信 Vol.8 発送費	ディー・エムソリ ューションズ 株式会社	1,538,134 円	(@87×15,992部+ 運搬費7,000)×1.1	51、52
	郵便物作成 業務委託料	グラム合同 株式会社	108,240円	@6.15×16,000部 ×1.1	53
	ひきだ通信 Vol.8・挨拶 文・封筒印 刷代	共同精版 印刷株式 会社	657,360円	(@21×20,000部 +@3.6×16,000部 +@7.5×16,000部) ×1.1	59
	※ 90%充当 合計 2,073,360円				
備考	添付資料：ひきだ進一県政報告 ひきだ通信 vol.8 2025.11月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



ひきだ 通信

vol.8 2025 年 11 月号



Main Topics! ▶ 詳細は中面をご覧ください

1. 民俗資料等の譲渡手続き
2. 南部・東部振興基本計画の対象地域
3. サステナブルな水田営農と高温障害対策
4. 中央卸売市場の再整備
5. 大和平野中央の県有地活用
6. 県立高校の魅力向上
7. 不登校児童・保護者への支援

子どもの笑顔があふれるまち。ひらこう、奈良の未来

ごあいさつ

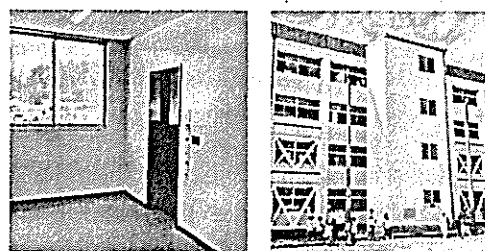
平素より、県政ならびに私の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本号では、令和 7 年に入り開催された 2 月議会での一般質問・予算審査特別委員会、6 月・9 月議会での文教くらし委員会での質問内容を中心に、主な取り組みをご報告いたします。

本年度は、「県の施策が県民の皆さんに対して公平に進められているか」という視点を持ちながら、「企業誘致」「サッカー事業の誘致」、そして以前より申し上げております「県立高校を安全に、快適に、特色あるものに」といったテーマ等、50 項目近くの質問を行いました。

また、多くの皆さまから寄せられたご相談・ご意見をもとに、地域課題の解決にも取り組んでまいりました。

特に、4 年前から地域の皆さんとともに進めてきた「奈良市立二名中学校へのエレベーター設置」が実現したことを、心よりうれしく思います。車いすを利用する生徒も安心して学校生活を送れるようにとの要望から始まり、県教育委員会・奈良市教育委員会と連携しながら、皆さんとともに一歩ずつ取り組んでまいりました。



▲二名中学校のエレベーター

時間はかかりますが、地域の皆さんが必要とされる課題に対しては、これからも粘り強く取り組んでまいります。お困りごとやご要望がありましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

令和 7 年度も、是々非々の立場で県政に臨み、地域の皆さんと一体となって、一つでも多くの声を県政に届けられるよう努めてまいります。今後とも変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

■プロフィール

- 経歴 昭和 51 年 10 月 奈良市生まれ／親愛幼稚園／椿井小学校／春日中学校／奈良高等学校／大阪大学 理学部物理学科／大阪大学大学院 理学研究科／京都大学大学院 法学研究科
- 職歴 (株)高等進学塾／駿台予備学校／堀井いわお参議院議員 公設第一秘書
- 地域活動等 行政書士 奈良県行政書士会理事／保護司／奈良市柔道協会 顧問／奈良県ソフトボール協会会長
- 家族構成 妻・長女(小3)・長男(年長)・次女(年少)・三女(0歳)、奈良市三条本町在住
- 趣味 マラソン(奈良陸上競技協会所属)／登山／柔道(二段)

奈良県議会議員 ひきだ進一 事務所

〒631-0021 奈良市鶴舞東町 2-13 VIVビル 109

☎ 0742-52-5003

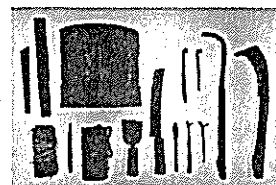
✉ hikida.s1.nara@gmail.com

△ hikida-nara.com



民俗資料等の譲渡手続き

奈良県所蔵の陰陽師資料や漆掻き資料などの非常に重要な民俗資料が、県の所有から外れ、無償譲渡されるケースが相次ぎました。いずれも議会や県民に十分な説明のないまま、数日間で決定されたもので、資料の「価値判断」や「譲渡ルール」の欠如が問題視されました。資料は「備品」として扱われ、文化財としての保護制度が存在しないなど、県の歴史資料管理体制そのものが問われています。



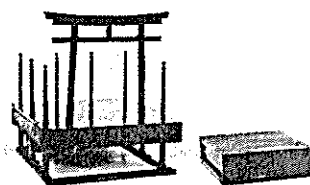
▲漆掻き用具

民俗資料の譲渡・廃棄に向けた県の動き

無償譲渡の 先例	R5.2	一般人から五條市への漆掻き資料の寄贈に併せ、民博収蔵分の漆掻き資料も五條市に譲渡し、県指定文化財とする方向で検討開始
	R5.7	譲渡には「財産登録」・「除籍規定の策定」が必要と判明したが、 <u>ルールを策定しないまま無償譲渡</u> (今後の展望として、奈良民博収蔵資料の除籍規定を策定と明記)
資料の廃棄・ 譲渡の引き金	R5.8	R6.3 末までに旧高田東高校で保管している 3,000 点の資料を半数に減らすよう、本庁より民博に指示
	R5.12	R6 年度予算として旧高田東高校の収蔵資料の「 <u>所蔵資料除却費</u> 」「 <u>所蔵資料運搬費</u> 」が計上 (除却、つまり廃棄するための費用が計上されていた)
	R5.12.14	知事説明 45,000 点を 10,000 点以下へ選定を行う取組
希少性を認識 しつつも 無償譲渡	R6.3.12	福井県若狭歴史博物館から譲渡依頼、そして無償譲渡
	R6.4.4	知事への庁内説明資料にて、民俗博物館のあり方の検討案の中で、全案 10,000 点以下
民俗資料の 廃棄・譲渡への 知事発言	R6.7.10	知事定例記者会見にて、「価値のないものは廃棄や譲渡を検討せざるを得ない」と発言
	R6.7.30	知事、「民俗資料の収集・保存の奈良モデル」を策定したいと発言、「民俗資料収集・保存方策検討委員会」の設置を発表 譲渡を検討し、最終的には廃棄も可能というルールを検討すると発言

歴史的資料管理体制の提案事項

県の歴史的資料管理体制について、一般質問で以下の 4 つの内容を提案しました。



▲陰陽師関係資料の祭壇・礼盤

歴史資料の判断を専門家主導に

現在は専門家ではない県庁職員が民俗博物館館長として譲渡・破棄を決定しているが、専門性が必要なため、橿原考古学研究所や図書情報館と同様に、民博の館長に専門家を配置し、判断を委ねる体制にすべき。

「備品」ではなく歴史資料としての扱いを

歴史資料が「備品」として扱われているのは不適切。歴史的価値を反映した新たな区分を規則上に設け、適切に保護・管理すべき。

譲渡ルールの早期策定と策定までの譲渡停止を

県民利益を守るため、歴史資料の所有権譲渡について特例ルールを設け、明確な期限を定めて早急に制定すべき。ルール策定までの期間は譲渡を停止すべき。

譲渡済み資料の再取得

過去に譲渡された奈良の歴史資料について、奈良県への所有権回復を検討し、少なくとも継続的な貸し出しを働きかけるべき。

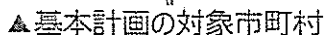
一般質問で、県立民俗博物館の民俗資料の収集・保存方針について議論している有識者の検討委員会について、山下知事は「審議内容を公開することで率直な意見交換が阻害される恐れがある」として会議や議事録の非公開は妥当との見解を示しました。

これは、2年前に様々な事業を停止した際に議事録の作成を禁止していたことと同じく、そこからの反省が全く見られないと言わざるを得ません。

文教くらし委員会にて、検討委員会を非公開としているのは、結論ありきと捉えられても仕方がないと指摘し、会議の公開を求めました。

本件を通して、文書管理については条例化を進める必要があると、改めて感じました。引き続き、県政の透明性を担保できるよう、訴えてまいります。

奈良県では、令和４年施行の「奈良県美しい南部東部地域を県と市町村が共同して振興を図る条例」に基づき、県東部地域と南部地域の振興が図られています。しかし、奈良市東部地域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川・月ヶ瀬・都祁）や天理市福住校区など、同様の課題を抱える地域がこの条例の対象外となっています。こうした共通課題を持つ地域の議論参加と、地域一体的な政策決定の必要性を訴えてまいりましたが、現状では十分な連携が取れていないと感じています。



2月議会一般質問 2025.3.6

南部東部地域と同じ課題を抱える奈良市東部地域及び天理市福住校区を南部東部振興基本計画の対象地域に位置付け、一体的な振興を図るべきだと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

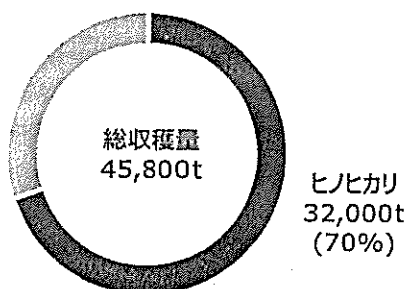
これまでのところ、この 19 市町村以外の市町村から対象地域に加えてほしいという要望は来ておらず、それぞれの市町村が地域振興の取り組みを進めていると認識しているため、現時点では 19 市町村以外の市町村や市町村内の一部地域を対象地域に加えることは考えていない。

知事は基本計画への奈良市・東部・天理市の追加に前向きでない様子でしたが、県東部地域では既に宇陀市や天理市がオーガニックビレッジ宣言を行うなど、地域の活性化が進んでおり、奈良市東部からも一体的な振興を求める声が上がっています。令和7年度の南部東部振興基本計画の更新は、単なる見直しに留まらず、市町村単位を超えた広域的な視点に立ち、新たな計画を策定するほどの柔軟なアプローチが必要であると強く訴えます。

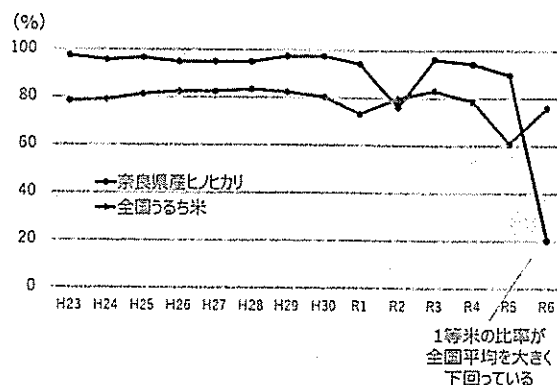
3 サステナブルな水田営農と高温障害対策

奈良県のコメ生産の7割を占める「ヒノヒカリ」は高温障害に弱く、1等米比率は近年全国平均を大きく下回る傾向にあります。特に小規模農家の高齢化・離農が進む中で、水田農業の持続可能性が問われています。一方で、補助金申請手続きが煩雑であり、現場からは支援制度の実効性に疑問の声も上がっています。

奈良県のコメの収穫量



奈良県産ヒノヒカリと全国のうるち米の1等米比率の推移



小規模農家のグループ化で水田営農継続を支援

Q 正田:

昨年度は高温障害により、県産米ヒノヒカリの質の低下と生産量の減少が顕著であった。奈良県では具体的にどのような対策を行い、来年度はどのように改善していくのでしょうか？

量的な側面：県内の米の生産量（田んぼの面積維持や収穫量増加）を守るために、県はどこまで取り組めるのか

質的な側面：現在の品種の質を高めるのか、新たな品種に切り替えるのか、県としてどのように質を高めていくのか

A 食農部長:

量的な側面：県としては、量を増やすことよりも、高騰する農機具費用などで米作りを断念する小規模農家が米作りを継続できるようグループ化で支援し、水田を守ることを重視している。

質的な側面：昨年の1等米比率の低下は農家収入に直結するため、質を守ることが重要。高温耐性品種を早期に県内へ導入・普及できるよう多めに予算を確保して進める。

2月議会予算審査委員会 2025.3.6

県では、ホップ、ステップ、ジャンプの3段階の計画で「サステナブル(持続可能)」な水田営農に向けたサポートを展開。まずは小規模農家グループによる共同育苗を支援し、次に経営改善計画の具現化による生産効率・販売額の向上を推進。そして、長期目標として掲げる大規模稲作生産組織の設立を目指すことで、奈良の水田営農を推進します。

令和7年度 水稻の共同育苗推進事業 公募要件



県内の3戸以上の農業者で組織される団体で、代表者の定めがあること



個々の農業者の水稻作付面積が、10a以上かつ1.8ha未満で団体の水稻作付面積の合計が、2.0ha以上



個々の農業者が、トラクター・田植機・コンバインのうち2種以上の機械を有し、育苗、田植え及び稲刈りが適正に行えること

Q 奈良県 水稻の共同育苗推進事業

「農家がお米づくりを続けられる仕組み」と「奈良らしい高品質なお米づくり」の両輪で支援を

奈良の農業を持続させるには、生産者の維持（量の確保）と品質向上（質の確保）の両面が必要です。

量の確保（生産者の維持）

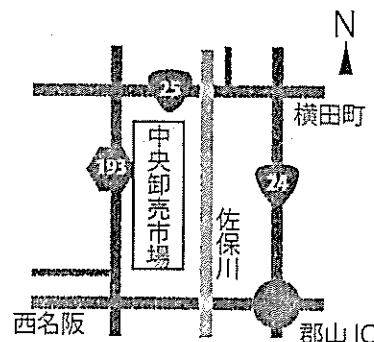
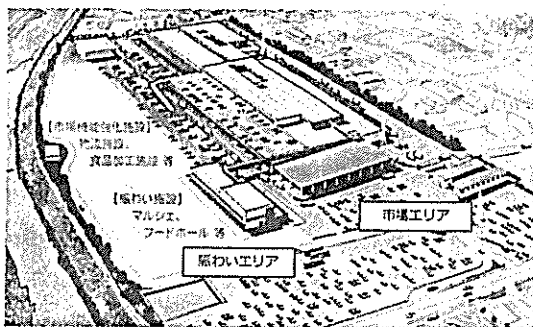
- 小規模農家をグループ化し、普及指導員が伴走支援
- 農家の負担となる書類作成を、手続き簡素化や指導員の支援で軽減

質の確保（品質向上）

- 短期：高温障害に対応するための指導
- 中期：奈良に適した高温耐性品種を試験的に育成、新品種への予算確保、JA等関係機関との連携
- 長期：抜本的な品種改良と各品種のブランド化

中央卸売市場の再整備

奈良県中央卸売市場は老朽化に伴い、再整備が決定。食の安全・流通拠点としての機能強化に加え、「賑わいエリア」整備による新たな民間活力導入が構想されています。ただし、市場周辺の渋滞やトラック導線の不足が課題で、物流業者や民間企業の進出を妨げる要因となっています。



一般質問での知事答弁

Q 疋田：

2月議会一般質問 2025.3.6

中央卸売市場の再整備を進めることで、近畿圏の中央卸売市場の中で、どのような立ち位置の市場を目指すのか？

A 山下知事：

中央卸売市場の再整備では、食の安全・安心を支える「市場エリア」と、にぎわいや交流を生み出す「賑わいエリア」を一体的に整備し、市場機能の効率化や高機能化、物流改善、加工対応を進めることで競争力を強化し、消費者・産地から選ばれる近畿圏で存在感のある市場を目指す方針です。

Q 疋田：

市場機能の強化と賑わいエリアの整備により、トラックや一般車の車両増加が見込まれ、まちづくりの観点から、周辺の道路や交通対策が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

A 山下知事：

中央卸売市場の再整備に伴い交通量の増加が見込まれるため、渋滞対策として国道 25 号線から直接市場に入る道路整備やトラック予約システムの導入、待機スペースの確保を検討し、国や自治体・警察と連携して市場と周辺エリア全体の円滑な交通を実現していく方針です。

交通対策と企業誘致戦略が重要

中央卸売市場の再整備にあたり、新たに設けられる「賑わいエリア」への企業誘致が議論されています。しかし、ただ企業を呼び込むだけでは十分ではありません。企業がここに進出し、持続的に売上を伸ばすためには、県として一定の方向性を明確に示す必要があります。

企業が「進出する価値があるか」を判断するうえで不可欠な 3 つの要素

敷地内の占有面積・
施設内容

トラックの
往来量

施設内外の
動線設計

中でもトラックの往来量については、現状でも国道 24 号線を中心に渋滞が発生しており、再整備後の交通量増加を踏まえると、周辺道路の整備が必要となる可能性があります。これを見据えたうえで計画を進めなければ、企業側の活用も住民の生活も大きな制約を受けかねません。

以上を踏まえて、私は次の 2 点を引き続き訴えていきます。

「立地を活かした物流拠点の整備を」：賑わいエリアについては、単なる商業ではなく、立地を活かした物流拠点として活用できる企業を誘致することで、奈良県内にとどまらず京都・大阪・名古屋をつなぐ中継地としての役割を果たすべき。

「周辺地域の特性を踏まえた渋滞対策を」：市場や賑わいエリアへのアクセスを十分に検討し、企業の活動にも住民生活にも支障をきたさない交通環境を整備すべき。

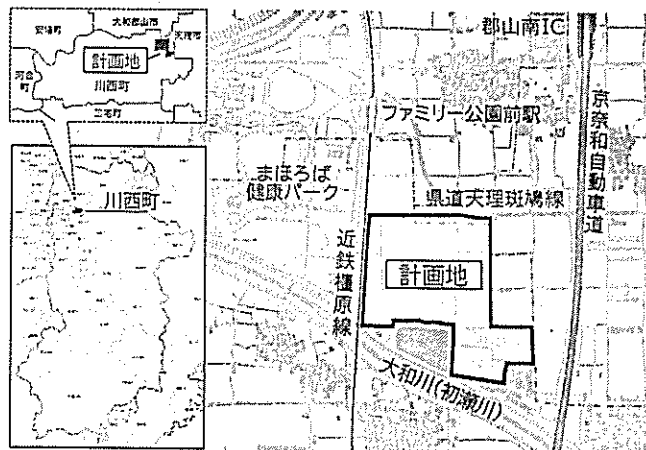
中央卸売市場の再整備が、単なる建て替えにとどまらず、奈良県の食と物流の拠点として真に機能することを期待します。

5 大和平野中央の県有地活用

川西町にある約 12ha の県有地において、奈良県は「①スポーツゾーン」と「②企業誘致ゾーン」を軸とした活用を計画しています。①スポーツゾーンには、スペインの強豪クラブと連携する「バルサレジデンスアカデミー」の誘致が予定され、県が人工芝グラウンドを整備する計画です。

県の現時点案

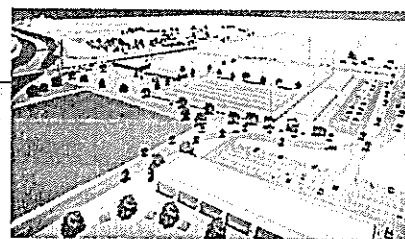
- ①スポーツゾーン ➤ バルサレジデンスアカデミーに貸与
(約 7.1ha)
- ②企業誘致ゾーン ➤ 企業に売却
(約 5.9ha)



▲川西町県有地活用基本構想 <概要>より

point 01 土地整備の公平性をどう担保するのか？

県有地を企業に貸す際、造成だけでなく人工芝まで整備して貸与することは「特定企業への優遇では？」という疑問を生みます。県民が納得できるよう、整備費用を賃料に反映させるなど、公平性を確保する仕組みづくりが必要です。



point 02 県民が広く利用できる拠点の整備を

Q 正田：

今回の計画では、少なくともグラウンドと芝を整備することになっています。県が土地を貸すという形になりますが、私は県民が広く利用できる公園として整備していくことが重要ではないかと考えています。そこでお伺いしますが、県民が幅広く利用できる方向でご検討いただいている、という理解でよろしいでしょうか。

2月議会一般質問 2025.3.6

A 山下知事：

バルサレジデンスアカデミーに提供する予定のグラウンドを一般の方々に開放することは想定しておりません。契約相手の企業と有償の賃貸借契約を結ぶこととなりますので一般県民に開放することはないと考えています。

例えば、USA のバルサレジデンスアカデミーでは、ウインターキャンプが 1 週間、秋のトライアウトキャンプが 3 日間開催されています。このようなキャンプや休日のレッスン時間以外の日程・時間帯を県民が大会等の実施に活用できる仕組みとなれば尚よいと考えます。

point 03 子どもたちの往来・利用に考慮した安全性を

スポーツゾーンと隣接する企業誘致ゾーン、たくさん子どもたちが利用・往来することを考慮して、例えば多くのトラックが行き来するような企業誘致・動線設計ではなく、安全面を考慮した、土地の利用を引き続き訴えてまいります。

国スポに向けた県有地の活用、未来のアスリート育成へ

2031 年に奈良県で開催予定の国民スポーツ大会。会場整備はいまだ十分に進んでいません。県内の多くのグラウンドでは整備不足により凸凹や危険な場所が残る状況です。企業誘致ゾーンを急いで売却せず、国スポに向けて整備し、この川西町県有地を、サッカーだけでなく多様な競技が一会場で利用できるグラウンドとすることも一案だと述べました。まずは県民に本当に必要な施設の整備を優先し、その後にレガシーとして有効に活用していくことが、サッカーをはじめ、多くの種目のスポーツ振興に通じると考えます。また、県が進めている「未来のトップアスリート発掘育成事業」との親和性も高く、未来のアスリート育成と県全体のスポーツ振興につながると考えます。

県立高校の再強化が急務に — 無償化時代の新たな競争環境

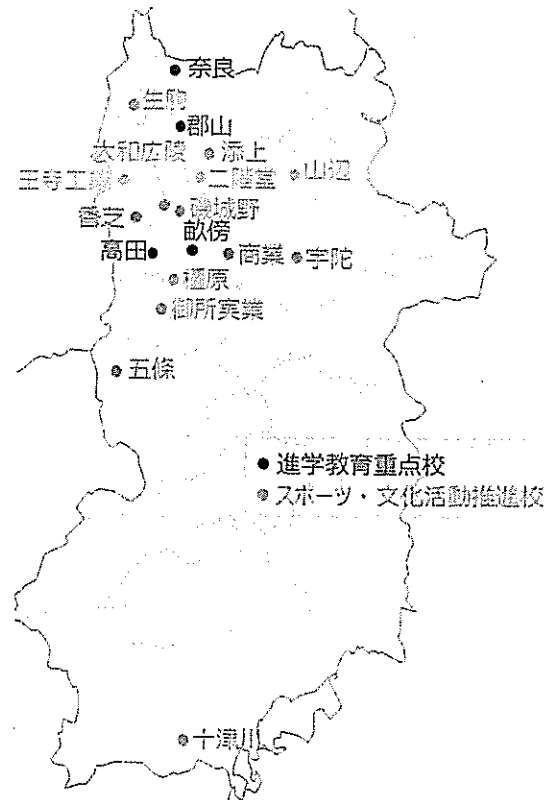
近年、奈良県では私立高校の授業料実質無償化が進められ、県立高校は私立と「同じ土俵」で選ばれる学校であることが強く求められるようになりました。この状況を受け、県立高校が選ばれるためには、

- 施設・設備といったハード面
- 教育方法・指導内容といったソフト面

の双方を強化する必要があります。奈良県では、このソフト面強化を目的として「進学教育重点校」や「スポーツ文化活動推進校」といった制度を設けています。

たとえば、「進学教育重点校」は、大学入学共通テストを受験する生徒の割合が7割以上の普通科高校を指定校とし、教員研修や中核教員の配置などを支援する方針が定められています。

しかし多くの学校では、特色を出した教育を実践するための十分な予算や人材が十分に確保されていないのが実情です。



Q 正田：

進学教育重点校をはじめとする県立高校が、学校ごとの実情や特色に応じた取り組みをみずからの裁量で進めることが、県立高校の魅力向上に繋がると考えますが、教育長の所見を伺います。

2月議会一般質問 2025.3.6

A 大石教育長：

各高等学校では、校長裁量のもと、スクールポリシーを定め、教育目標を明確にし、生徒の学習意欲を喚起して、可能性及び能力を最大限に伸長するための教育活動を行っております。

県教育委員会では、各高等学校に対する基本となる予算につきましては、一定基準のもと範囲としている他、それぞれの特色に沿った様々な事業を行い、各高等学校が目指す教育活動に対して支援を行っております。

他県における制度と実践を両輪で支える仕組み

東京都の「進学教育重点校」では、土曜補習や卒業生による自習室での質問対応、民間と連携した入試セミナー、教員向けセミナーなど、多岐にわたる工夫が凝らされ、「名門都立高校の復活」として報じられています。

制度設計だけでなく、実際に学校現場で使える支援（教員配置、研修、設備補助など）を伴わせることが不可欠だということです。

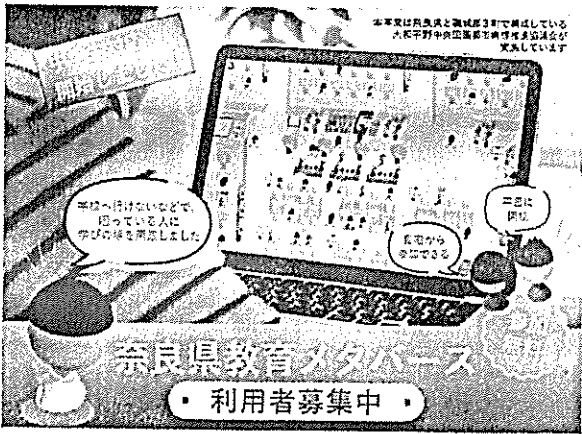
十分な予算措置で各校の特色化に実績を

無償化で私立に通いやすくなるのは良いことですが、県立も同じ土俵で戦える力をつけなければなりません。施設や設備の充実、教育内容の質の向上——ハードもソフトも私立に並ぶ魅力を備えた県立高校をつくること。それこそが、奈良の教育を次の世代につなぐ鍵だと考えます。

各県立高校の普通科がそれぞれの特色を伸ばし、独自の教育目標を実現することが不可欠です。しかし、現在指定されている4校の進学教育重点校であっても、生徒や教員の状況、学校が目指す方向性はそれぞれ異なります。各校がその実情と特色に応じて、独自の魅力的な取り組みを推進していくためには、各校が裁量を持って活用できる予算の確保が不可欠であると考えます。

7 不登校児童・保護者への支援

奈良県における不登校児童生徒数は、全国的な傾向と同様に増加傾向が見られます。県教育研究所では、電話、メール、来所による相談窓口を設け、支援を行っているほか、昨年は磯城郡三町と連携し、メタバースを活用した登校支援を試験的に実施しました。他にも、スクールカウンセラーの配置拡充や、保護者・教育関係者向け研修・情報交換の場「不登校『ほっ』とネット」の開催を推進しています。



不登校児童の保護者向けのフォローが不足

県や市町村が様々な対応策を講じる一方で、保護者向けのフォロー体制は十分とはいえません。「不登校『ほっ』とネット」は田原本の教育研究所で実施されており、不登校の子どもを自宅に残して来所することが難しい家庭も少なくありません。県も保護者向けの相談窓口やカウンセリングを実施していますが、現状ではお子さんを自宅に残して外出できない保護者の方が多いという実情があります。

不登校児童の保護者が不安や悩みを軽減できる居場所づくり

不登校対策においては、児童生徒への支援だけでなく、保護者への手厚い支援が極めて重要です。奈良市立二名中学校での事例では、PTA や地域のボランティアの方が不登校に悩む保護者同士の交流の場「お悩み相談カフェ」を学校内のフリースペースで開催されています。年に数回、約 2 時間だけですが、不登校に悩まれている保護者にとって、気軽に悩みを話せる場所となっています。一方、この取り組みから、お子さんが学校に行かないことで保護者が孤立し、情報共有が不足していることが孤立感を強めているという課題が浮き彫りになりました。

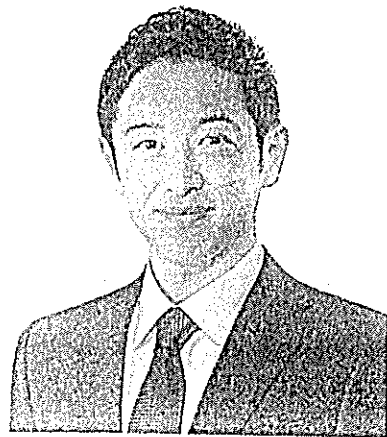
私は、「10 分程度で自宅に戻れる地域の学校」を利用した、地域密着型の保護者支援が必要であると提案しました。具体的には、地域の学校で交流の場を開設し、学校スペースや人材の確保を県が支援する体制を構築すべきと考えています。このような地域に根ざした保護者支援こそが、結果として不登校児童生徒へのより手厚い支援に繋がるものと思います。このような取り組み事例の横展開ができるよう、予算措置を含めた体制整備を引き続き訴えます。

不登校児童・保護者に対する支援の方向

心のエネルギー曲線		不安を受け入れて安定させる			自己決定の機会を作る 子どもの具体的な活動を支援		
		前 長 期	初 期	中 期		後 期	回 復 期
子どもの状態		朝起きられない 学習を嫌がり宿題 をしなくなる	体の不調を訴える 部屋にこもる	学校にほとんど行けなく なる 今までやれていたことが できなくなる	趣味や遊びに関心が わく 居場所や適応指導教 室に行くことがある	暇だと感じ、何かを始め る 学習を始める	生活リズムが整い始め る 好きな教科を学習し、 テストを受ける
支援の方向		エネルギーを減らさ ないようにフレック ス登校を促す	辛さに共感する 非難や強制をしない	じっくり待つ見守る じっくり聞く 関心を持って一緒に活動する 少しのことでもほめたり認めたりする		学校と受け入れ態勢の 話し合いをする	本人のペースに合わせ る 再登校のリハビリ
県の児童向け 支援		スクールカウンセラーの設置			メタバースでの学習機会		
県の保護者向け 支援		スクールソーシャルワーカーの設置			校内フリースクール		
		保護者向けの悩み相談の場づくりが必要では？					

出典：奈良教育大学子ども・若者支援専門職養成研究所「不登校の理解と対応ガイドブック＝保護者編＝」を参照して作成

皆様へ



平素より、ひきだ進一の県政における活動に、
文し、ご協力、ご支援賜り、誠にありがとうございます。
います。遅くなりましては、令和7年の質問
内容や取組をピックアップしてご報告いたします。本年も3月には
予算審査特別委員会、10月に決算審査特別委員会にて、全県で
意見を述べてまいりました。その点、次号でご報告する予定です。

また、自民党奈良県連におきまして、10月9日付で、幹事長の命を
拝命いたしました。今後は、県政はもちろん、国政や市町村政にも
アテをばり、奈良県の発展のために、努めてまいります。

とはいえ、まずは大切な皆さまからのご意見を賜うことが、第一
である点は変わりありません。是非、県政に与する、政治に与する
皆さまの思いを届けることができよう、お話しできる機会をいた
だけると幸いです。

今後とも、ご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

奈良県議会議員 正田進一

県政報告の配送停止また、メールでの配信ご希望の方は、
お手数ですがこちらのQRコードからご連絡お願いいたします。
もしくは、事務所までお電話またはFAXにてご連絡ください。

TEL：0742-52-5003

FAX：0742-41-5851



第11号様式の11（第5条関係）

令和7年度事務所状況報告書	
会派・議員名 足田進一	
①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 奈良市鶴舞東町 2-13VIV ビル 109 電話 0742-52-5003 延べ床面積 65.45 m ²
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他（ ）
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 共栄企画株式会社 ） 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☒ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積 65.45 m ² (a) うち政務活動使用面積 32.725 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 32.725 / 65.45 → 0.5 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：後援会事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。



賃 貸 借 契 約 書

賃貸人：共栄企画株式会社（以下甲という）と賃借人：疋田進一（以下乙という）との間に次のとおり賃貸借契約を締結する。

記

第1条 （賃貸借物件）

甲は次に表示の建物を賃貸し、乙は以下の条項に従い、これを賃借することを約する。

建物の所在：奈良市鶴舞東町2番13号

種類構造等：鉄筋コンクリート造

地下1階・地上3階建のうち、1階109号室

契約面積：65.45㎡

第2条 （使用目的）

乙は賃借物件を次の目的にのみ使用し、それ以外には使用しない。

目的：事務所

第3条 （物件の引き渡し時期）

2021年12月1日とする。

第4条 （賃 料）

賃料は月額50,000円也（税別）とする。

2 乙は2021年12月分から賃料を支払うものとする。

3 賃料は先払いとし、乙は毎月末日までに翌月分を賃料以外の諸費用と共に甲の指定する銀行預金口座に振り込んで支払うものとする。振込料が必要な場合は乙が負担する。但し1カ月に満たない月の賃料については1カ月を30

日として日割計算によるものとする。

- 4 乙はこの契約が終了し賃借物件を完全に明け渡すまで賃料を支払うものとする。
- 5 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

第5条 (その他の諸費用)

乙の賃借物件使用に関連して生ずる物件内の冷暖房費、電気・ガス・水道料、その他専用部分にかかわる諸費用は一切乙の負担とする。

第6条 (物件内の造作等)

乙はこの契約締結後、甲の承諾を得て、賃借物件について第2条の使用目的に従い、内装及び設備工事等を自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

第7条 (物件の管理)

契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を、注意をもって保管かつ使用しなければならない。

第8条 (立入検査)

建物の保全、衛生、防犯、防火その他のために、甲またはその使用人もしくは甲の指示を受けた者は必要時、賃貸物件内に立入またはその内外を検分することができる。必要ある場合、甲は乙に適宜の処置を求めることができ、乙は遅滞なく、これに応じなければならない。

第9条 (契約期間中の修繕)

甲は、乙が賃借物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

- (1) 電球、蛍光灯、ヒューズ等の取替

(2) その他費用が軽微な修繕

第10条 (乙からの解約)

乙は、甲に対して3ヵ月前に解約の申し入れを行うことにより、賃貸借契約を解約することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から3ヵ月分の賃料または賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して3ヵ月を経過する日までの間、随時に賃貸借契約を終了することができる。

第11条 (明け渡し)

乙は、明け渡し日を10日前までに甲に通知の上、賃貸借契約が終了する日までに賃借物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、明け渡しの際、貸与を受けた賃借物件の鍵を甲に返還する。

第12条 (明け渡し時の原状回復)

賃借物件の明け渡し時において乙は、通常の使用に伴い生じた損耗及び経年劣化を除き、賃借物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 賃借物件の明け渡し時において乙は、物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

【特記事項】 物件内の残置される空調設備は前入室者の残置物であり、甲に性能保証は求めないものとする。

以上、賃貸借契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

2021年 / 2 月 / 日

甲（賃貸人） 住 所

奈良市鶴舞京町2番13号

共栄金器株式会社

氏 名

代表取締役 出口 頼彦



乙（賃借人） 住 所



氏 名

正田 進



令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 正田進一

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
④職務内容	政務活動及び後援会活動に関する事務
⑤給料（賃金）	1,000 円 （ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （政務活動＋後援会活） → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日																																				
氏名																																							
現住所			電話																																				
下記の条件で契約します。																																							
雇用期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 但し、当事者のいずれからの特段の申し出がない場合は、従前の条件により、1年間期間が更新されるものとする。																																						
雇用形態	正規職員 ☒ パートタイム ☐ 派遣職員 ☐ その他 ()																																						
就業場所	奈良市鶴舞東町2-13 VIVビル109																																						
仕事内容	政務活動及び後援会活動に関する事務																																						
就業時間 (休憩時間)	毎週金曜日 9時30分～14時30分																																						
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()																																						
休暇	年次有給休暇 ☐ その他特別休暇 ()																																						
賃金	<table><tr><td>基本賃金</td><td>月給</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>日給</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>時間給</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>諸手当</td><td>通勤手当</td><td>1,580 円/日</td></tr><tr><td></td><td>手当</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>手当</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="3">賃金締切日 (毎月 末 日)</td></tr><tr><td colspan="3">賃金支払日 (毎月 末 日)</td></tr><tr><td colspan="3">賃金の支払方法 (☒現金払い ☐振込)</td></tr><tr><td colspan="3">賃金支払時の控除 (☐所得税 ☐住民税 ☐健康保険 ☐介護保険 ☐厚生年金 ☐雇用保険)</td></tr><tr><td>昇給</td><td>☐有 ☒無</td><td></td></tr><tr><td>賞与</td><td>☐有 ☒無</td><td></td></tr></table>			基本賃金	月給	円		日給	円		時間給	1,000 円	諸手当	通勤手当	1,580 円/日		手当	円		手当	円	賃金締切日 (毎月 末 日)			賃金支払日 (毎月 末 日)			賃金の支払方法 (☒ 現金払い ☐ 振込)			賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険)			昇給	☐ 有 ☒ 無		賞与	☐ 有 ☒ 無	
基本賃金	月給	円																																					
	日給	円																																					
	時間給	1,000 円																																					
諸手当	通勤手当	1,580 円/日																																					
	手当	円																																					
	手当	円																																					
賃金締切日 (毎月 末 日)																																							
賃金支払日 (毎月 末 日)																																							
賃金の支払方法 (☒ 現金払い ☐ 振込)																																							
賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険)																																							
昇給	☐ 有 ☒ 無																																						
賞与	☐ 有 ☒ 無																																						
各種社会保険	☐ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他																																						
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。																																							
令和 7 年 4 月 1 日																																							
雇用者 疋田進一																																							
被雇用者																																							

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 足田進一

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
④職務内容	政務活動及び後援会活動に関する事務
⑤給料（賃金）	1,100 円 （ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）※10/1より
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （政務活動＋後援会活） → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所	電話	
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで 但し、当事者のいずれからの特段の申し出がない場合は、従前の条件により、1年間期間が更新されるものとする。	
雇用形態	正規職員 ☒ パートタイム ☐ 派遣職員 ☐ その他 ()	
就業場所	奈良市鶴舞東町 2-13 VIV ビル 109	
仕事内容	政務活動及び後援会活動に関する事務	
就業時間 (休憩時間)	毎週金曜日 9時30分～14時30分	
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()	
休暇	年次有給休暇 ☐ その他特別休暇 ()	
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,100 円 諸手当 通勤手当 1,580 円/日 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 末 日) 賃金支払日 (毎月 末 日) 賃金の支払方法 (☒ 現金払い ☐ 振込) 賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険) 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無	
各種社会保険	☐ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和 7 年 10 月 1 日		
雇用者 足 田 進 一		
被雇用者		

政務活動補助業務賃金台帳(令和7年度)

【議員名 疋田進一】

雇用者氏名	生年月日		性別	雇入年月日		令和4年4月1日												賃与1	賃与2	合計
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
労働日数	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3			49
労働時間数	23	25	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	15			226
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
基本給	23,000	25,000	18,000	20,000	15,000	18,000	18,000	18,000	19,800	16,500	16,500	22,000	20,900	22,000	16,500					236,700
時間外手当																				0
通勤手当(課税)																				0
通勤手当(非課税)	7,900	7,900	6,320	6,320	7,900	6,320	6,320	6,320	6,320	4,740	6,320	6,320	6,320	6,320	6,320	6,320	4,740			77,420
課税合計	23,000	25,000	18,000	20,000	15,000	18,000	18,000	18,000	19,800	16,500	16,500	22,000	20,900	22,000	16,500					236,700
非課税合計	7,900	7,900	6,320	6,320	7,900	6,320	6,320	6,320	6,320	4,740	6,320	6,320	6,320	6,320	6,320	6,320	4,740			77,420
総支給額	30,900	32,900	24,320	26,320	22,900	24,320	24,320	24,320	26,120	21,240	21,240	28,320	27,220	28,320	21,240					314,120
健康保険料																				0
介護保険料																				0
厚生年金保険料																				0
雇用保険保険料																				0
社会保険料合計																				0
課税対象額																				0
所得税																				0
市町村民税																				0
控除額合計																				0
差引支給額	30,900	32,900	24,320	26,320	22,900	24,320	24,320	24,320	26,120	21,240	21,240	28,320	27,220	28,320	21,240					314,120
領収印																				

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

第11号様式の12（第5条関係）

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 正田進一

① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
② 雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③ 雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
④ 職務内容	政務活動及び後援会活動に関する事務
⑤ 給料（賃金）	1,000 円 （ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （政務活動＋後援会活） → 按分率 1 / 2
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

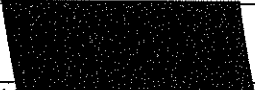
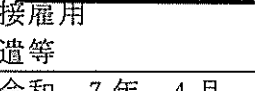
※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所			電話
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 但し、当事者のいずれからも特段の申し出がない場合は、従前の条件により、1年間期間が更新されるものとする。		
雇用形態	正規職員 ☒ パートタイム ☐ 派遣職員 ☐ その他（ ☐ ）		
就業場所	奈良市鶴舞東町2-13 VIVビル109		
仕事内容	政務活動及び後援会活動に関する事務		
就業時間 （休憩時間）	毎週水曜日 9時30分～14時30分		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他（ ☐ ）		
休暇	年次有給休暇 ☐ その他特別休暇（ ☐ ）		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,000 円 諸手当 通勤手当 1,120 円/日 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 末 日） 賃金支払日（毎月 末 日） 賃金の支払方法（ ☒ 現金払い ☐ 振込） 賃金支払時の控除（ ☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険） 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無		
各種社会保険	☐ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和 7 年 4 月 1 日			
雇用者 正 田 進 一			
被雇用者			

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 足田進一

③ 雇用者	氏名  住所  電話番号 
② 雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
④ 雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
④ 職務内容	政務活動及び後援会活動に関する事務
⑤ 給料（賃金）	1,100 円 （ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）※10/1より
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （政務活動＋後援会活） → 按分率 1 / 2
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所	電話	
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで 但し、当事者のいずれからの特段の申し出がない場合は、従前の条件により、1年間期間が更新されるものとする。	
雇用形態	正規職員 ☒ パートタイム ☐ 派遣職員 ☐ その他（ ）	
就業場所	奈良市鶴舞東町 2-13 VIV ビル 109	
仕事内容	政務活動及び後援会活動に関する事務	
就業時間 （休憩時間）	毎週水曜日 9時30分～14時30分	
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他（ ）	
休暇	年次有給休暇 ☐ その他特別休暇（ ）	
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,100 円 諸手当 通勤手当 1,120 円／日 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 末 日） 賃金支払日（毎月 末 日） 賃金の支払方法（ ☒ 現金払い ☐ 振込 ） 賃金支払時の控除（ ☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険） 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無	
各種社会保険	☐ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和 7 年 10 月 1 日		
雇用者 疋 田 進 一		
被雇用者		

政務活動補助業務賃金台帳(令和7年度)

【議員名 疋田進一】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	令和6年6月1日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	3	5	3	4	4	2	3	4	3	3	2	2	0		34
労働時間数	13	17	15	16	16	6	10	15	15	12	7	7	0		133
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
基本給	13,000	17,000	15,000	16,000	16,000	6,000	10,000	16,500	16,500	13,200	7,700	7,700	0		138,600
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)	3,360	4,480	3,360	4,480	4,480	2,240	3,360	4,480	3,360	3,360	2,240	2,240	0		36,960
課税合計	13,000	17,000	15,000	16,000	16,000	6,000	10,000	16,500	16,500	13,200	7,700	7,700	0		138,600
非課税合計	3,360	4,480	3,360	4,480	4,480	2,240	3,360	4,480	3,360	3,360	2,240	2,240	0		36,960
総支給額	16,360	21,480	18,360	20,480	20,480	8,240	13,360	20,980	19,860	16,560	9,940	9,940	0		175,560
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料															0
社会保険料合計															0
課税対象額															0
所得税															0
市町村民税															0
控除額合計															0
差引支給額	16,360	21,480	18,360	20,480	20,480	8,240	13,360	20,980	19,860	16,560	9,940	9,940	0		175,560
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名

正田進一

① 雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
② 雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
② 雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
④ 職務内容	政務活動及び後援会活動に関する会計・事務
⑤ 給料（賃金）	1,000 円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活) → 按分率 1 / 2
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所	電話	
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 但し、当事者のいずれからの特段の申し出がない場合は、従前の条件により、1年間期間が更新されるものとする。	
雇用形態	正規職員 ☒ パートタイム ☐ 派遣職員 ☐ その他（ ）	
就業場所	奈良市鶴舞東町2-13 VIVビル109	
仕事内容	政務活動及び後援会活動に関する会計・事務	
就業時間 （休憩時間）	毎週月曜日9時30分～14時30分 隔週木曜日9時30分～14時30分	
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他（ ）	
休暇	年次有給休暇 ☐ その他特別休暇（ ）	
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,000 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 末 日） 賃金支払日（毎月 末 日） 賃金の支払方法（ ☒ 現金払い ☐ 振込 ） 賃金支払時の控除（ ☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険） 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無	
各種社会保険	☐ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和 7 年 4 月 1 日		
雇用者 疋田進一		
被雇用者		

令和7年度雇用状況報告書	
会派・議員名 足田進一	
③ 雇用者	氏名 住所 電話番号
② 雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
④ 雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
④ 職務内容	政務活動及び後援会活動に関する会計・事務
⑤ 給料（賃金）	1,100 円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給) ※ 10/1 より
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活) → 按分率 1 / 2
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所	電話	
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで 但し、当事者のいずれからの特段の申し出がない場合は、従前の条件により、1年間期間が更新されるものとする。	
雇用形態	正規職員 ☒ パートタイム ☐ 派遣職員 ☐ その他 ()	
就業場所	奈良市鶴舞東町2-13 VIVビル109	
仕事内容	政務活動及び後援会活動に関する会計・事務	
就業時間 (休憩時間)	毎週月曜日9時30分～14時30分 隔週木曜日9時30分～14時30分	
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()	
休暇	年次有給休暇 ☐ その他特別休暇 ()	
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,100 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 末 日) 賃金支払日 (毎月 末 日) 賃金の支払方法 (☒ 現金払い ☐ 振込) 賃金支払時の控除 (☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険) 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無	
各種社会保険	☐ 労災保険 ☐ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和 7 年 10 月 1 日		
雇用者 正 田 進 一		
被雇用者		

政務活動補助業務賃金台帳(令和7年度)

【議員名 足田進一】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	令和4年1月1日																		
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賃与1	賃与2	合計				
労働日数		6	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	6	7					
労働時間数		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	360					
時間外労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
休日労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
深夜労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
基本給		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000			378,000				
時間外手当																			0				
通勤手当(課税)																			0				
通勤手当(非課税)																			0				
課税合計		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000			378,000				
非課税合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0				
総支給額		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000			378,000				
健康保険料																			0				
介護保険料																			0				
厚生年金保険料																			0				
雇用保険保険料																			0				
社会保険料合計																			0				
課税対象額																			0				
所得税																			0				
市町村民税																			0				
控除額合計																			0				
差引支給額		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000			378,000				
領収印																							

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

政務活動費備品台帳(令和7年度)

議員名: 足田進一

番号	名称	規格・機種	数量	取 得			処 分 の 状 況			保管場所	備考 (購入先)
				単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年月日	価格	処分の内容	年月日		
1	リコーPCリソキエメントスキャナー	ScanSnap iX 2500	1	49,918	49,918	令和8年2月12日				議員事務所	Amazon.co.jp
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
年度計											

注 1 1 件の取得価格が3万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、この台帳に記入するものとする。
2 年度ごとに集計し、政務活動収支報告書とともに議長へ提出することとする。
3 購入単価(税込)は上限10万円とする。(ただし、パソコンを除く。)
4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
6 保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態とすること。